広島市障害者計画〔2024-2029〕の素案を作成後、広報紙「ひろしま市民と市政」や本市ホームページ等を通じて、市民意見募集を実施しました。また、広島市障害者自立支援協議会委員及び関係団体等に意見聴取を行いました。結果は以下のとおりです。

**１　募集期間**

令和5（2023）年12月15日（金）から令和6（2024）年1月15日（月）

**２　意見の受付方法**

窓口への持参、応募フォーム、郵送、ファックス

**３　意見の件数**

54件（個人5名、団体10団体）

**４　意見への対応**

| 意見への対応 | 件数 |
| --- | --- |
| ⑴　意見の趣旨が計画の内容に反映されたもの | 4件 |
| ⑵　既に意見の趣旨が計画の素案に盛り込まれているもの | 7件 |
| ⑶　市政全般や個別具体の取組に対する意見などであり、今後の事務事業推進等において留意又は参考にするもの | 43件 |
| 計 | 54件 |

**５　意見の概要等**

⑴　意見の趣旨が計画の内容に反映されたもの

| 該当箇所 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| --- | --- | --- |
| 施策の柱1施策項目⑴・⑵P12・14 | 障害者を理解するための市職員への研修とあるが、研修の中で全ての障害を取り上げてほしい。 | 本市では、これまで市職員向け研修の中で、障害種別の基礎知識の習得、障害及び障害者への理解を深めるための車いす体験や白杖体験、知的障害者の疑似体験などを実施してきました。例えば、新規採用職員研修において、前期では市職員として必要な福祉に関する基本的な知識の習得（障害者の定義、関連した法律、障害者差別及び本市の取組に関するオンライン研修）、後期では福祉体験（車椅子体験のほか、認知症アドバイザーの講義、聴覚障害者の講話、視覚障害に関する講義、手話体験及び要約筆記体験）について実施しています。　今後もあらゆる障害及び障害者への理解を促進していくため、障害当事者による講演会や障害特性に応じた疑似体験研修など、内容を工夫しながら実施することにより、更なる理解促進を図ってまいります。なお、いただいた御意見を踏まえ、主な事業・取組「障害者を理解するための市職員への研修」の事業・取組の概要の記載を以下のとおり修正しました。【修正前】新規採用職員研修等における障害者理解を深める研修（車いす体験等）を実施【修正後】新規採用職員研修等における障害者理解を深める研修（福祉に関する基本的な知識の習得や車椅子体験の実習等）を実施 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 該当箇所 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| 施策の柱4施策項目⑴P31・32 | 主要課題に「関係部局や関係機関等との連携体制を構築し、具体的な取組を検討していく必要があります。」とあるものの、主な事業・取組に具体的な記載はない。有効な連携体制のあり方を探る取組を明記してほしい。 | 本計画に掲げる施策等については、障害者の保健福祉だけでなく、住宅、交通、教育、就労など様々な分野にわたっているため、本市関係部局に加え、社会全体での取組が不可欠であることから、市民や社会福祉協議会等の地域団体、事業者、医療機関等の関係機関との連携を図りながら、総合的に推進していくこととしています。こうしたことから、地域共生に向けた連携体制については、施策の柱3施策項目⑴の「①地域での包括的・総合的な相談支援体制の整備・充実」の「保健師地区担当制」、「相談支援包括化推進員の配置」等が具体的な取組・事業例としていたところですが、いただいた御意見を踏まえ、施策の柱4施策項目⑴の「①地域包括ケアに向けた福祉サービスの基盤整備と質の向上」に、上記の取組・事業を再掲として追加します。 |
| 施策の柱5施策項目⑴P42 | 主な事業・取組の「新生児聴覚検査事業」の概要に「聴覚補助」とあるが、これは何を指すのか。見方によっては人工内耳の装着を推奨しているようにも捉えられ、ろう者にとってはあまり好ましくないと考える。したがって、「聴覚補助」を削除するか、「聴覚補助」を使用するのであれば、次のように変更してほしい。【変更前】聴覚補助や言語発達支援等の適切な…【変更後】言語発達支援等（手話言語等）や聴覚補助の適切な… | いただいた御意見をもとに、以下のとおり修正しました。【修正前】聴覚障害を早期に発見し、聴覚補助や言語発達支援等の適切な支援を行うことを目的として、新生児に対し聴覚検査を実施【修正後】聴覚障害を早期に発見し、　　　（削除）　　　　　　　　　　適切な支援を行うことを目的として、新生児に対し聴覚検査を実施 |
| 巻末資料1P71 | 広島市は「障害者（児）社会参加支援ガイドヘルパー派遣事業」を実施しており、全国から注目される画期的な事業であるため、この事業について計画に記載してほしい。 | 本事業については、支援費制度における移動介護の導入に伴い、支援費制度に移行させることを検討しましたが、継続を求める声があり、現在も実施しているものです。　御意見を踏まえ、計画の巻末資料である各施策に関連する「事業・取組」一覧へ掲載します。 |

⑵　既に意見の趣旨が計画の素案に盛り込まれているもの

| 該当箇所 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| --- | --- | --- |
| 2広島市障害者計画の基本的な考え方⑵広島市障害者計画の実施に当たっての基本的な視点と重点項目P6 | 数十年前と比べても、障害者本人が暮らしやすく、また、交流しやすくなっているわけではない。インクルーシブな社会を目指しているはずなのに、学校教育の場では、むしろ健常者と障害者を分けていくことが進んでおり、成人期においても分けられた場所でしか暮らせない現実がある。交流の場づくりに関しては、ごく限られた機会の提供であり、住民との交流を促進するには、あまり効果が期待できない取組内容である。障害者が集まる場に市民の参加を呼びかけるという発想だけでなく、市民の集まる場に障害者が参加するという視点を盛り込んでほしい。 | 本計画の基本理念である「障害のある人もない人も、全ての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合い、自立しながら、暮らしと生きがい、地域を共に創る「まち」広島を実現する」の実現に向け、全ての施策に共通する3つの基本的視点を設定しているところです。この基本的視点において、「障害のある人もない人も共生する社会の実現に向けて～」や、「障害者を、必要な支援を受けながら自らの選択と決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、活躍を支援する。」としています。 |
| 2広島市障害者計画の基本的な考え方⑵広島市障害者計画の実施に当たっての基本的な視点と重点項目P6 | 環境を変えることが難しい障害者の対応について、高齢で入所施設に住み続ける方が良い方もいる。そういった方々の課題（医療、福祉、余暇等）にも目を向けてほしい。 | 　基本的視点2「住み慣れた地域や生活の拠点での安全・安心な暮らしの確保」における「生活の拠点」とは施設も含むものであり、施設に入所している方の支援にも取り組むこととしています。 |
| 施策の柱2施策項目⑴P19施策の柱2施策項目⑵P21施策の柱2施策項目⑶P24 | 施策の柱2について、主に身体障害者に視点を置いた内容になっている。発達障害者、精神障害者及び知的障害者についても触れた事業・取組を示してほしい。 | 施策の柱2施策項目⑴の「③民間建築物や公共交通機関等のバリアフリー化に向けた計画的な整備・改善の誘導」の「『心のバリアフリー』の推進に係る広報・啓発」や施策の柱2施策項目⑵の「③民間賃貸住宅等への入居等の相談支援の充実」の「広島市居住支援協議会の運営」、施策の柱2施策項目⑶の「②障害の特性に応じた災害時の支援・環境整備とメンタルヘルス対策の充実」の「災害時における障害特性に応じた情報保障・意思疎通支援等の検討」など、あらゆる障害特性を対象とした施策・取組としています。 |
| 施策の柱3施策項目⑴P26 | 主要課題にセルフプランの問題が示されておらず、虐待防止、権利擁護や本人のニーズに基づく計画作成等を果たしていく相談支援の重要性が、未だに関係者にも理解されていないと感じる。 | 　セルフプランの方も、支給決定機関である区役所厚生部福祉課において、本人の状況やサービス利用の意向を把握し、必要に応じたサービス量を支給決定しているところですが、より本人のニーズに応じたサービス利用につなげるためには、計画相談支援による対応が重要であると考えています。このため、本市では、事業所に対する相談支援専門員資格の新規取得者数に応じた補助金交付による人材確保やスキルアップを目的とした研修会の開催等の取組に加え、広島市障害者自立支援協議会内に相談支援部会（専門部会）を設置し、計画相談支援を担う事業所や相談支援専門員を増やすための取組等について検討しているところです。したがって、相談支援体制の充実に向けた諸課題については、主要課題に記載の基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所の体制の見直しや切れ目のない相談支援体制の充実への取組の中で一体的に取り組むことを考えておりますので、御理解賜りますようお願いします。 |
| 施策の柱4施策項目⑴P33施策の柱5施策項目⑴P43 | 施策の柱5施策項目⑴について、施策の方向性に「こども療育センターや事業所における職員の専門性を高めるための研修などにより…療育体制や支援機能を充実します。」とあるが、実際に市内の児童発達支援管理責任者向けの研修（資格取得のための法定研修以外）の機会や児童発達支援事業所の職員向けの研修会は公的に実施されていないのではないか。充実という言葉だと、現段階で行なっていることを更に高めていくといった印象を受ける。 | 　発達障害については、従前から、児童発達支援管理責任者や児童発達支援事業所の職員を含む発達障害の支援に携わる障害福祉サービス事業所等の職員を対象とした「ソーシャルスキルトレーニングの技法を学ぶ研修」や「地域における療育の充実に向けた専門研修」などの研修を行っております。本計画期間においても、施策の柱4施策項目⑴の「③発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実」及び施策の柱5施策項目⑴の「②医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実」に掲げる「発達障害者支援体制づくり推進プログラムに基づく事業実施」により、引き続き取り組むこととしております。 |
| 施策の柱4施策項目⑷P39 | 主要課題に「視覚障害や聴覚障害等により情報の取得や意思疎通の困難な障害者に対する、情報・コミュニケーション支援の充実」とあり、発達障害者におけるICT等を利活用した学習、コミュニケーションの有効性は認知されているところであるが、ICT等を活用できる状況であっても、障害の特性を理解できないために活用できていない教育や福祉の現場を改善していくために、発達障害児者にも有効な支援であることを明記してほしい。 | 　「視覚障害や聴覚障害等・・・」の「等」は、発達障害のほか、あらゆる障害種別を含むものです。御意見にあります発達障害児者におけるICT等を利活用した学習、コミュニケーションの支援の理解促進は、広島市障害者情報提供サイト（マーガレットサイト）等を活用し、情報の発信と啓発に努めてまいります。 |
| 巻末資料1P71 | 施策の柱4について、日中一時事業、移動支援事業についての記述がない。事業所や従事者が少なく、サービス利用に繋がらない状態について、どう対応するのか。また、移動支援利用時、他自治体はヘルパーが当事者とスポーツ等の相手をすることも可能だと聞いている。広島市がこれを是としない現状への改善を検討してほしい。 | 計画の本書には、施策項目ごとに整理した主要課題に対応する主な事業・取組を掲載することとしており、日中一時支援事業及び移動支援事業等の個別事業については、計画の巻末資料である各施策に関連する「事業・取組」一覧へ掲載します。日中一時支援事業の定員充足率からみると、基本的には利用者のニーズに対応できる定員数は確保されているものと考えていますが、土日など一部の日については、予約が集中して利用を希望する日に使えないという事例があることから、必要に応じて、事業者からの新規障害福祉サービス事業所の設置に係る相談時等に日中一時支援事業所の開設を勧奨してまいります。　なお、移動支援事業については、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行うものであることから、利用者のスポーツの相手をすることなどの具体的な支援を行っていない場合は、移動支援の対象とならないという方針は引き続き維持する必要があると考えています。 |

⑶　市政全般や個別具体の取組に対する意見などであり、今後の事務事業推進等において留意又は参考にするもの

| 該当箇所 | 意見の概要 | 本市の考え方 |
| --- | --- | --- |
| 第2編各論全体 | 主な事業・取組に《拡》と記載されている事業について、「事業・取組の概要」のどの部分が今回拡充されたのか明確にしてほしい。 | 「主な事業・取組」における概要欄の記載に当たっては、拡充内容も含包したうえで、かつ、簡潔に分かりやすい内容で整理しているところです。そのため、拡充箇所の一部を殊更強調することにより、全体の文章内容が分かりづらくなることから、変更せず、現行のとおりとします。 |
| 第2編各論全体 | 主な事業・取組に《新》または《拡》が記載されていない事業について、「事業・取組の概要」に「検討」とされているものがあるが、これは、前回の計画においても、「検討」とされていると思われる。このような事業については、目標期限を明記すべきでないのか。 | 本計画は、6か年にわたる広島市の障害者施策に関する考え方や方向性などを定める定性的な中長期計画として策定しており、個別の事業や取組において、数値目標や目標期限等は定めておりません。なお、「検討」としている項目の中には、具体的な取組の実施に繋がっているが、社会情勢の変化などにより、前計画から引き続き「検討」するもの、また、各施策等の更なる充実に向けた「検討」や、記載している「検討」自体が事業の目的に当たるものもあります。 |
| 第2編各論全体 | 広島市の「公文に関する規程」では、項目番号は、「1、⑴、ｱ、(ｱ)・・・」という取り決めになっているが、これに反していないのか。 | 　項目番号にカタカナを用いるのは、一般的にはなじみのないものであるため、市民に分かりやすい表記として、「1、⑴、①」と記載しています。 |
| 施策の柱1施策項目⑴P11 | 令和4（2022）年度に実施した市民意識調査において、広島市障害者差別解消推進条例を広島市民の約8割が知らないと回答しているが、今後6年間で認知度をどのくらい引き上げるのかその目標値を設定し、明示してほしい。 | 本計画は、広島市の障害者施策に関する考え方や方向性などの基本的な事項を定める定性的な中・長期計画であり、具体的な数値目標等は定めていません。なお、法や条例の認知度の向上にあっては、法や条例のホームページへの掲載やパンフレットの配布、公共施設等でのポスターの掲示などのほか、市民を対象としたシンポジウムや市政出前講座の開催、合理的配慮の提供等に努める事業者を公表し応援する「みんなのお店ひろしま」宣言事業等により、より一層の周知啓発を図るとともに、市広報番組など新たな広報媒体の活用や、各イベント会場でのブース出展、事業者向けの研修を開催するなど、誰もが関心を持っていただけるように工夫していきたいと考えています。 |
| 施策の柱1施策項目⑴P11 | 主要課題に「障害者差別解消法や広島市障害者差別解消推進条例についての認知度が低いため、法や条例について市民や事業者等への更なる普及啓発が求められています。」とあるが、これまでの普及啓発の方法に問題はないのか。また、主な事業・取組に一般市民向けの普及啓発の取組について示したほうがいいのではないか。 | 本市では、「広島市障害者差別解消推進条例」のホームページや広報紙への掲載、パンフレットの配布、公共施設等でのポスターの掲示などのほか、市民・事業者を対象としたシンポジウムや市政出前講座の開催、合理的配慮の提供等に努める事業者を公表し応援する「みんなのお店ひろしま」宣言事業等により、条例の普及啓発を行うとともに、障害者差別の解消に向けた機運醸成を図っているところです。今後もこうした取組を実施していくほか、広報番組やイベント会場でのブース出展など、様々な広報媒体等の活用に加え、シンポジウムの開催や事業者向けの研修において、障害当事者による講演や障害者スポーツの体験会、障害特性に応じた疑似体験など、より多くの方に関心を持っていただけるよう内容を工夫していきたいと考えています。 |
| 施策の柱1施策項目⑴・⑵P11～14 | 本計画の市民意見の募集に際し、当初、用意されていたのは墨字の資料のみで、指摘により点字資料を作成された状況がある。今回の対応を踏まえ、現在の書きぶりではなく、どのような行動を行う必要があるのか、真摯に考えて変更してほしい。また、「障害者を理解するための市職員への研修」では、「新規採用職員研修等」のみならず、「職員全員（部長級・課長級の職員も含む）に対して年1回は障害者を理解するための研修を実施する。」など、記載を変更すべきではないのか。 | いただいた市民意見募集への御指摘につきましては、今後、関係各局と情報共有を図るとともに、各取組における参考とさせていただきます。また、市職員への研修の御意見につきましては、本市では、障害者差別解消法の施行に伴い、障害及び障害者のへの理解を深めるため、市職員対応要領を作成し、全職員を対象とした座学研修、車椅子体験や白杖による屋外での歩行体験といった体験型研修などの取組を実施しているところです。　概要欄は、事業・取組の内容を分かりやすく伝えるものであり、内容の全てを網羅することは出来ませんが、引き続き、障害を理由とする差別の解消に向けて、市職員の率先した意識啓発に努めてまいります。 |
| 施策の柱1施策項目⑶P16施策の柱3施策項目⑴P27 | 令和4（2022）年に広島市社協と各区社協が合併したことにより、正式な文書では各区社協を区事務所と表記している。見る人になじみがあり、分かりやすいのは各区社会福祉協議会だが、前後の文言等によって使い分けてはどうか。 | 市社会福祉協議会及び各区社会福祉協議会との合併により、定款において各区社会福祉協議会は市社会福祉協議会の各区事務所として位置付けられていますが、各区社会福祉協議会という名称を通称として用いることとしています。このことから、本計画では、一般的になじみのある各区社会福祉協議会という名称を使用しています。 |
| 施策の柱2施策項目⑴P17 | 人の多い場所や大きい音が苦手な人が利用出来る「カームダウンスペース」について、広島市にその設置と理解の拡大をお願いしたい。 | 障害を理由とする差別の解消に係る研修等の機会を活用し、関係部局等の市職員への周知・啓発に努めてまいります。 |
| 施策の柱2施策項目⑴P18 | 主な事業・取組にデジタル障害者手帳「ミライロID」について補記してはどうか。これは聴覚障害者のみならず車いす利用者などもその恩恵を授かっており、文字通り障害者が外出しやすい環境づくりに一役買っているものと思う。 | いただいた御意見にあるアプリの普及により、障害のある方の移動及び施設利用における利便性が向上していると認識していますが、障害者手帳アプリ「ミライロID」は、民間事業者が提供するサービスであり、本市の事業・取組ではないため、計画への掲載はそぐわないものと考えます。 |
| 施策の柱2施策項目⑵P20・21 | 高齢の親と障害のある子どもが新たに住居を探す際に、入居を拒否される実態がある。この課題について、急いで取り組んでほしい。 | 本市では、不動産関係団体、福祉関係団体、居住支援法人等と共に、広島市居住支援協議会を設立し、高齢者や障害者などの住宅確保要配慮者が、民間賃貸住宅へ円滑に入居できるよう、住宅確保要配慮者の入居を拒まないセーフティネット住宅の登録促進や、大家や不動産事業者へ向けた居住支援サービス等の周知に努めています。今後も、居住支援に係る情報の周知等により、円滑な入居の促進を図っていきたいと考えています。 |
| 施策の柱2施策項目⑶P23 | 施策の方向性に「障害者支援施設等への防犯カメラの設置」とあるが、防犯カメラの設置促進については、防犯目的の一方、虐待防止の視点で設置が語られることがある。先般、障害者支援施設の虐待事案が防犯カメラから発覚したこと等から、職員監視目的に意識が向けられることがあるため、現場職員との共通認識を図るプロセスも不可欠と思う。 | 障害者支援施設をはじめとした障害者施設では、従業者に対する研修の実施等により虐待防止の徹底を図ることとされており、現場職員への意識付けも含めた組織的な対応がなされるよう、引き続き指導監査を徹底してまいります。 |
| 施策の柱2施策項目⑶P24・25 | 西日本豪雨災害の際、避難行動要支援者名簿に要支援者の名前が多数載っていなかった。このことから、個別避難計画の作成は急務だと考える。また、福祉避難所のあり方についても再考し、発達障害者、精神障害者及び知的障害者については、避難所が閉鎖された後も長期に渡って支援が必要なケースが多いことを理解してほしい。 | （避難行動要支援者名簿及び個別避難計画について）本市では、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方について、避難行動要支援者名簿を作成し、このうち、個人情報の外部提供に同意が得られた方のリストを、自主防災組織や町内会・自治会等の避難支援等関係者に提供するとともに、避難支援等関係者や福祉専門職等と連携し個別避難計画の作成を進めています。その中でも、災害危険区域に居住し、かつ家族等の支援を受けられない方など個別避難計画作成の優先度の高い方について、令和７（2025）年度までの計画作成を目指し取り組んでいるところです。引き続き、避難支援等関係者や福祉専門職等と連携し、着実に取組を進めていきたいと考えています。（福祉避難所及び支援について）福祉避難所については、高齢者施設のほかに障害者施設等と福祉避難所に係る協定を締結し、発達障害、精神障害及び知的障害がある方にも、安心して避難生活を送っていただけるよう施設の確保に努めています。また、支援については、被災者台帳等を活用し、一人一人の状況を把握した上で、継続的な支援に努めたいと考えています。 |
| 施策の柱2施策項目⑶P25 |  主な事業・取組の「《拡》福祉避難所の設置」について、「災害が発生し、指定避難所での生活が長期化する場合、福祉的配慮が必要な障害者等が安心して避難生活を送ることができるよう、車椅子使用者等対応トイレやスロープ等の設置、専門的なケア体制などが整った福祉避難所の設置を推進」とある。現体制の福祉避難所は、特別養護老人ホームなどが指定されており、それらの施設は、車椅子使用者等対応トイレやスロープ等は設置してあると思うが、特別養護老人ホームなどの施設以外に、福祉避難所を設置する計画なのか。一時避難所は、学校の体育館などに設置される。この場合、オストメイト利用者が利用できるトイレがないのが実情である。排泄に関する問題は、避難生活の長期化に限定されるものではない。一時避難所でのバリアフリートイレの設置はどのように対応するのか、明確にすべきでないのか。 | 　本市では、現在、特別養護老人ホーム等の高齢者施設のみならず、障害者支援施設等の障害者施設なども含め、108の社会福祉施設等と福祉避難所の設置等に係る協定を締結し、福祉避難所の確保を行っています。また、指定緊急避難場所（一次避難所）へのオストメイト対応トイレを含むバリアフリートイレの整備については、建物構造や施設内のスペースの有無などの制約から、早期整備が困難な状況です。指定緊急避難場所での避難生活が困難な要配慮者については、バリアフリートイレが整備された福祉避難所へ移動していただけるよう調整も可能です。今後も、要配慮者が安心して避難生活を送ることができるよう福祉避難所の確保や指定緊急避難場所の環境整備に努めてまいります。 |
| 施策の柱2施策項目⑶P25 | 主な事業・取組の「《拡》福祉避難所の設置」について、「事業・取組の概要」に「災害時に円滑な設置ができるよう、福祉避難所の開設訓練を実施」とある。しかし、現在に至るまでろう者を対象とした福祉避難所の開設訓練は実施されていない。ろう者も高齢化が進み、情報保障を確保するという意味でも福祉避難の重要性は高まっており、避難所には手話通訳者・要約筆記者が必要になる。そういった事情も鑑み、今後、福祉避難所の開設訓練を実施してほしい。 | 　福祉避難所は、通常の指定避難所では避難生活が困難な、重度の障害のある方や、要介護度の高い方などが避難される施設であることから、必要な時にできるだけ速やかに開設できるように、また、こうした方々が、安心して避難生活を送れる環境であるように、日頃から取り組む必要があると認識しており、昨年、要配慮者に参加いただいた福祉避難所の訓練を実施したところです。今後も、個別避難計画の作成の推進と併せ、様々な特性をお持ちの方に参加していただいた福祉避難所の開設訓練を順次実施してまいります。 |
| 施策の柱2施策項目⑶P25 | 見た目に分かりにくい発達障害者に対する災害時の環境整備に不安がある。福祉避難所を増やしてもらえるのが一番だが、身体障害や知的障害に比べて発達障害は優先度が低くなるだろうと考えている。しかし、通常の避難所に入ってしまうと、パニックやエコラリア、チックが止まらず周りに迷惑をかけてしまう。災害時でも発達障害のある人が落ち着いて過ごせるプライバシーが確保されたスペースを設置してほしい。 | 発達障害がある方など、プライバシーが確保されたスペースが必要な方に対しては、指定緊急避難場所では、教室などの別室を、また、福祉避難所では、個室を利用できる施設を御案内することも可能な場合があります。　今後も、様々な特性をお持ちの方が安心して避難生活を送ることができるよう災害対策に取り組んでまいります。 |
| 施策の柱3施策項目⑴P26 | 基幹相談センター及び委託相談支援事業所の体制見直しを行う際は、人的配置や裁量的経費も含めて見直してほしい。また、基幹相談支援等機能強化事業の補助金がどのように活用されているのか明確にしてほしい。 | 障害者の相談支援事業は、障害者数の増加に伴い、相談件数が増加しているほか、複雑化・複合化する課題への対応等により職員の業務量や負担感が大きくなっている現状あり、事業所からの業務の実態を聞き取り、委託事業に係る職員数や委託料等の見直しを検討しています。また、基幹相談支援センター等機能強化事業とは、市町村が基幹相談支援センターの機能強化を図るための取組を実施する場合に、地域生活支援事業費補助金として国庫補助の対象となるものですが、本市においては、当該補助金を活用し、各区1か所の相談支援事業所に委託して基幹相談支援センターを設置し、専門研修を終了した専門員を配置の上、他の事業者への専門的指導、3障害に対応した総合相談等を実施しています。 |
| 施策の柱3施策項目⑴P27 | 主な事業・取組の「各種相談員による相談支援」について、身体障害者相談員は、現在、大幅な欠員状態にあり、その対策を検討すべきと思うが、このことを主要課題としなくてよいのか。 | 本計画は、広島市の障害者施策に関する考え方や方向性などの基本的な事項を定める定性的な中・長期計画です。このため、個別事業の課題については、それぞれの取組の中で、課題を考察し、その改善に向けた検討を行うこととしています。 |
| 施策の柱3施策項目⑵P29 | 成年後見制度の利用支援を重視しているが、成年後見人が障害者本人より高齢であること、利用料が高いこと等利用を控える要素が多い。多くの家族は、成年後見制度以外の選択肢を知る機会を求めており、そのことを主要課題や施策の方向性で示してほしい。 | 成年後見制度以外の権利擁護策については、現在一部の自治体でモデル事業が実施されています。厚生労働省では、このモデル事業を通じて、既存の成年後見制度以外の権利擁護支援策としての効果や、取組を広げるための検証を進めているところです。このため、本市においては、今後、国の発表するモデル事業の成果や動向を注視していきたいと考えており、現段階での掲載は見送っています。 |
| 施策の柱4施策項目⑴P31 | 発達障害の支援は幅が狭すぎると感じる。例えば、通院に係る交通費の補助がないため、親子で毎月何千円もかかってしまう場合がある。また、学習障害があり学校の勉強のフォローのために個別指導塾に毎月何万円もかかっている人もいる。発達障害の子どものサポートは児童デイだけではカバーしきれず、お金がかかるため、少しでも金銭的な負担を減らせるよう支援してほしい。 | いただいた御意見については、今後の取組の参考とさせていただき、他都市の状況を確認する等努めてまいります。 |
| 施策の柱4施策項目⑴P31 | これまでの精神科病院への入院中心の精神医療を改めて、本人中心の訪問支援、訪問医療体制の構築をお願いしたい。地域生活支援拠点などの地域のネットワークの中に、ピアサポーターの活用を入れてほしい。退院時の支援や地域で生活する本人のニーズにこたえる形で、ネットワークの専門家と一緒に相談にのり、安易に入院ということにならない支援体制ができることを望む。そのためにも、ピアサポーターの養成と活用の数値目標を持ち取り組みを進めていだたきたいと思う。 | 本市でピアサポーターは、月例訓練で様々な精神疾患について知見を深めるとともに、本人がお持ちの精神疾患と向き合ってきたリカバリーストーリーを作成し、家族会等の場面で発表を行っています。しかし、現状では活用の場が限られていることから、さらなる活用の場を見出すことが課題となっています。御意見のとおり、ピアサポーターの活用は精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の一環として行われるべきものであり、精神障害者の地域における生活の支援者によるネットワークと切り離せません。今後も委託事業者とともに、ネットワークの中でピアサポーターの能力を活かすことができる新たな活用の場を積極的に検討するとともに精神障害者の地域移行に必要な支援体制の整備に努めてまいります。なお、現状のピアサポーターの活用は限られた機会に留まっているため、本市における当面の課題は新たな活用の場・活動の内容を検討することであると認識しています。まずは適切な活用場面を確保した後に新規養成に取り組むべきであることから、第７期広島市障害福祉計画・第３期広島市障害児福祉計画における目標設定では、現状の従事者数を維持することとしています。　最後に精神疾患を抱えた御本人が、病状を安定させ、住みたい場所で住み続けられるためには、訪問支援や訪問医療体制の構築は非常に重要であると認識しております。本市では、そういった社会を実現するため、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進を目指し、取組を進めているところです。医療・保健・福祉関係者が集う協議の場において、本市としての課題を整理し、必要な体制の整備に努めてまいります。 |
| 施策の柱4施策項目⑴P31～33 | 強度行動障害を有する者への支援については、令和４（2022）年度厚労省報告書「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」の基本的な方向性に沿ったものを検討してほしい。 | 強度行動障害のある方への「支援体制の構築と支援策の検討・実施」については、施策の柱4施策項目⑴の「②包括的・総合的な生活支援の充実」において、新たに取り組むこととしています。検討に当たっては、御意見にもありましたとおり、令和5（2023）年3月に取りまとめられた検討会報告書における報告内容等を踏まえながら、進めていきたいと考えております。 |
| 施策の柱4施策項目⑴P33施策の柱5施策項目⑴P43 | 発達障害があると大学ではサポートが少なく、就職しても理解してもらえないことが多いため、将来に対する不安が大きい。本人も家族も不安なく送り出せる社会にしてほしい。 | 発達障害のある方が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送ることができるよう、施策の柱4施策項目⑴の「③発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実」及び施策の柱5施策項目⑴の「②医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実」に掲げる「発達障害者支援体制づくり推進プログラムに基づく事業実施」において、関係機関等が連携した就労支援の充実などに引き続き取り組んでまいります。このほか、市職員・大学などを含めた公共施設等職員・企業等への研修実施や、市民を対象とした講演会の実施等により、発達障害に関する理解の促進を一層図ってまいります。 |
| 施策の柱4施策項目⑴P33施策の柱5施策項目⑴P43 | 療育センターなどの施設や、子どもが受診できる場所を増やしてほしい。発達障害の子が多くみられる中、アドバイスをしてくれる場所が少ない。 | 発達障害のある方及びその家族に対する相談支援については、施策の柱4施策項目⑴の「③発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実」及び施策の柱5施策項目⑴の「②医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実」に掲げる「発達障害者支援体制づくり推進プログラムに基づく事業実施」において、適切な助言や情報提供等を行う相談の場の充実や、関係機関が連携した連続性のある支援に引き続き取り組んでまいります。また、その他の御意見については、今後の取組の参考とさせていただきます。 |
| 施策の柱4施策項目⑴P33施策の柱5施策項目⑴P43 | 施策の柱5施策項目⑴の施策の方向性に「…保護者の気付きを促すとともに、早期発見・早期療育につながるように支援します。」とあるが、これまで多くの親たちが、早期の発見・療育の場で、医者や相談員や指導員や保育士の心ない言葉に傷ついている。我が子に障害があっても子育てを楽しめるような保護者支援を行い、障害があっても充実した人生を歩めることを早期に教えてほしい。　　今回の障害者計画の取組内容を見渡しても、保護者が元気になり、保護者が子どもの愛しんでいくような手立てが示されていないばかりか、より多くの「障害児」を生み出していくばかりで、救われない家族が増えていく内容だと感じる。 | 発達に不安のある子どもの早期発見・支援については、療育センターの医師等を講師として、乳幼児健診に従事する保健師、心理療法士及び保育士等に対する研修を実施しています。今後も支援方法等に関する知識・技術の向上を図るとともに、保護者の方に寄り添った対応・支援を行っていけるように努めてまいります。発達障害については、施策の柱4施策項目⑴の「③発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実」及び施策の柱5施策項目⑴の「②医療的ケア児や重症心身障害児も含め障害特性等に配慮したきめ細かい支援の充実」に掲げる発達障害者支援体制づくり推進プログラムに基づく事業実施」により、早期発見・早期療育に向けた体制の充実とともに、診断を受けたお子さんの家族への支援にも取り組むこととしています。令和6（2024）年度からは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもに向けてしまいがちな否定的な視点を肯定的な視点に変え楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたペアレント・プログラムに新たに取り組む等、保護者支援の一層の充実に努めてまいります。保育園等では、研修で得た情報や知識を生かし、子ども一人一人の発達過程や状況、困り感等の状態を理解し、互いの人格と個性を尊重し合うことができるよう、日々の保育に努めています。　より適切な支援ができるよう、施設支援など専門機関との連携を図り、一人一人の個性が十分に生かせる取組を進めていきたいと思います。 |
| 施策の柱4施策項目⑴P33 | 施策の方向性に「発達障害者、高次脳機能障害者、難病患者への支援の充実に努めます。」とあるが、難病患者に該当する主な事業・取組は「障害者総合支援法に基づく福祉サービスの実施（難病患者への対象拡大に対応）」のみである。他に何かしていること、しようとしていることはないか。 | 施策の柱4施策項目⑴は、「福祉サービスの必要な量と質の確保」の項目であるため、「福祉サービスの実施」を主な事業・取組として掲載しています。福祉につながる取組としては、難病患者の相談支援を行う難病対策センターを設置しているほか、患者会によるピア・サポートを実施するなど、難病患者の療養生活の質の維持向上を図っています。　今後も引き続き、患者団体との意見交換会などを通し、難病患者の御意見をお聴きして、本市の福祉施策に活かしていきたいと考えています。 |
| 施策の柱4施策項目⑷P39 | 主な事業・取組に平和記念式典の手話通訳を補記してはどうか（令和5（2023）年に初めてNHK総合テレビが手話通訳（ワイプ付）を放映したもの。）。 | 　各種行事やイベント等における情報保障は重要であり、平和記念式典に限らず、市の行事やイベントなど多くの場面で手話通訳などの情報保障に努めていることから、一部のイベント・行事を取り上げて掲載することは考えていません。 |
| 施策の柱4施策項目⑷P40 | 広島市の障害のことについてまとめたホームページがとても分かりにくい。どんな障害がある人が見ても分かりやすいホームページにしてほしい。 | 障害のある方に分かりやすい情報発信を行っていくため、マーガレットサイト（広島市障害者支援情報提供サイト）をリニューアルしたところです。このマーガレットサイトでは、本市主催等のイベント情報を発信するほか、障害や障害のある方に対する理解を深める情報、障害のある方に役立つ情報、障害者団体や支援団体の活動情報を発信しています。今後もサイト内の情報の充実を図るとともに、分かりやすい内容になるよう努めてまいります。 |
| 施策の柱4施策項目⑷P40 | 主な事業・取組に「重度障害者入院時コミュニケーション支援事業」とあるが、重度の身体障害者のみでなく、知的や発達障害の方の意思疎通支援も入れてほしい。 | 重度障害者入院時コミュニケーション支援事業は、介護者がいない意思疎通が困難な重度の障害者が医療機関に入院する場合に、本人との意思疎通に熟達したヘルパーをコミュニケーション支援員として派遣し、病院スタッフとのコミュニケーションの円滑化を図ることを目的とし、障害支援区分4以上の身体障害者を対象にしていますが、平成30（2018）年4月より障害福祉サービスである重度訪問介護において障害種別を問わず本事業と同等の支援を受けることが可能となったことから、ここ数年の実績を鑑みると入院時の支援の目的は一定程度達成されていると考えています。　したがって、対象者の拡大については、具体的なニーズを調査・確認の上、検討していきたいと考えています。 |
| 施策の柱5施策項目⑴P41 | 各地域の療育センターの人員を増やし、予約待ちの期間を短くしてほしい。発達障害を疑い、療育センターに問い合わせてから実際に受診するまで、2ヶ月待ちだった。専門家に相談も出来ず不安な状態で待つ2ヶ月はとても長く感じた。発達障害の診断が出来る医者の数を増やしてほしい。 | 診察までの待期期間については、全国的に発達障害の専門医が不足している背景があり、早期の解消は難しい状況にありますが、こうした状況を踏まえ、現在、他の政令市等とともに国に対し、小児科や精神科で発達障害の診断ができる医師の養成、診療報酬の改定等の要望を行っているところです。こうした中、こども療育センターでは、専門スタッフの増員により診療体制の充実に取り組んでいるほか、医師以外でも可能な業務はこれらの職種の方が担うなどの医師業務の見直しに取り組んでおります。令和6（2024）年度においては医療ソーシャルワーカー、医療クラーク、看護師及び心理療法士を増員することとしており、円滑な診療を行っていけるよう、今後も診療体制の整備・充実に努めてまいります。 |
| 施策の柱5施策項目⑴P41 | 公立の教育機関(幼稚園、小・中学校、高校等)の先生方への、発達障害の理解を深めるような定期的な勉強会や専門機関での研修を増やしてほしい。概要は理解出来ていても、知識が足りないと思うことが多く、本来ならやらないでほしいこと、言わないでほしいことをされてしまい、子どもの行きしぶりが悪化してしまったことが多々ある。 | 保育園等では、現在も発達障害に関する研修に取り組んでおりますが、研修で学んだことを保育の現場で活かせるよう、今後も研修会の内容の充実に努めてまいります。広島市立園・学校の教職員に対しては、経験年数や職務に応じて、発達障害等の特性や合理的配慮、障害特性を踏まえた指導・支援方法等についての研修を、年間を通じて計画的に実施しています。また、発達障害等の理解だけにとどまらず、さらに学びたい教職員を対象に、多様化する幼児・児童・生徒の個性や特性を理解する研修や、個々の実態に応じた実践力の向上を図る複数の研修を実施しています。引き続き、教職員の発達障害に関する理解を深めるため、これらの研修等の充実を図りたいと考えています。 |
| 施策の柱5施策項目⑴P42 | 主な事業・取組の「発達支援コーディネーターの養成」について、子どもの気持ちを理解していく乳幼児期における意思決定支援のあり方を学んでほしい。また、保護者の気持ちにより添い、保護者それぞれの気持ちを和らげ、保護者が考える機会をつくっていく過程を重視するための研修内容や、乳幼児期に保護者がどういった過程を歩んでいったのかを直接聞く機会を取り入れてほしい。さらに、障害の特性に合わせた保育のあり方を一方的に専門家が指導して、保育現場を混乱させていることもあり、それぞれの保育機関の支援方針を理解した上で、保育現場が前向きになる指導を行なう支援体制を作ってほしい。 | 子どもが自分の気持ちを自分なりに表現することはとても大切であるため、自分で考え決めていく経験を園生活の中で体験してほしいと思っています。　また、年5回の発達支援コーディネーター養成講座については、保護者の思いや保育現場の思いを取り入れ、一方的な指導にならないよう努めてまいります。 |
| 施策の柱5施策項目⑵P44 | 主要課題に「障害のある子どもとない子どもが共に学ぶ教育を推進することが求められています。」と記載しているにも関わらず、それを解決する施策の方向性と取組が示されていない。特に今取り組むべきことは、合理的な配慮の実施と、障害の特性を活かした支援を行なえば、普通級で過ごせる子どもたちへの対応である。一方で、特別支援学級に在籍する発達障害であるが故に、騒々しいところが苦手で、数字や文字に関心のある子どもに対し、音楽や体育の授業への参加を求め、わりと静かな雰囲気で授業が進められる国語や算数の授業には参加できないという事態もある。少しの理解と工夫で、今すぐインクルーシブな教育は実現できるにも関わらず、なかなか取り組もうとしないのはなぜか。 | 本市では、各学校等において児童生徒一人一人の教育的ニーズ等に応じた指導支援の充実を図るため、本人の実態や教育的ニーズ等を踏まえ、適切な学びの場で学習できるようにすることや、本人・保護者と合意形成を図り、合理的配慮の提供がなされるようにすることに努めるとともに、児童生徒が互いに理解し合うことができる環境づくりを進めています。今後も各学校等でこれらが組織的・計画的に進められるよう、「インクルーシブ教育実践研究校」を指定して実践的な研究を推進するとともに、その成果を全市に普及し、インクルーシブ教育の推進に努めてまいります。 |
| 施策の柱5施策項目⑵P44 | 成人期における知的障害、発達障害の方々が学ぶ場は皆無に等しく、マーガレットサイトにも障害者の生涯教育を支援する情報は一つもない。施策の方向性で「関係部局と検討」としているが、連携していく主体とそのシステムをもっと明確に示してほしい。 | 障害者の生涯学習については、社会参加促進事業における障害者を対象とした各種教室や、区スポーツセンターでの利用の充実、公民館での自主活動グループへの支援などで、現行計画においても、障害福祉担当部局のほか、スポーツセンターや公民館、図書館などを所管する市民活動関係部局、教育委員会などの関係部署と連携して取り組んでいるところです。いただいた御意見については、今後の生涯学習の支援の検討に向けて参考とさせていただくとともに、マーガレットサイト（広島市障害者支援情報提供サイト）における内容の充実を図ってまいります。　なお、策定時に巻末資料を添付し、事業一覧において担当課を掲載することとしています。 |
| 施策の柱5施策項目⑵P44 | 放課後等デイサービスのあり方について、何かしらの課題と施策の方向性は示すべきではないか。また、放課後等児童クラブを利用する子どもにおいて、障害があるのではという評価等から、放課後等デイサービスの利用を勧められるケースは増えており、それが適切な対応の場合もあるが、まずは、放課後児童クラブの指導員に対し、研修だけでなく、OJTの機会を作ってほしい。 | 放課後等デイサービスは、利用する子どもや保護者のニーズは様々で、提供される支援の内容も多種多様であることから、国が当該サービスを実施するに当たって必要となる基本的事項を示したガイドラインを定めるとともに、その在り方に関する検討を実施し、適宜見直しを行ってきているところです。そうした中、本市としてもきめ細かく要望を把握しながら、当事者に寄り添った対応に努めてまいります。放課後児童クラブの指導員については、児童の発達理論等の専門的な知識を有する講師による研修を年に3回程度行うとともに、こども療育センターの施設支援等の機会をとらえて実践的な対応を学ぶことで、障害のある児童への具体的な支援方法などのスキルアップを図っています。 |
| 施策の柱5施策項目⑵P44 | 全ての学校に、大型バギーでの利用可能なスペースがあり、シャワーが備わっている「みんなのトイレ」やエレベーターを設置することについて検討してほしい。 | 　バリアフリートイレやエレベーターが未設置の学校については、常時車椅子を利用している児童生徒が在籍する学校を優先し、実施可能な整備を順次行っていきたいと考えています。なお、排泄指導や洗浄のためのシャワー設備については、保健室等に設置しています。　今後も広島特別支援学校の校舎を増築するとともに、既存の学校施設のバリアフリー化を進めるなど、施設面での教育環境の充実を図ります。 |
| 施策の柱5施策項目⑵P44 | 障害とまではいかない、グレーゾーンの子、発達障害の診断がでなかった子の居場所づくりが難航している。学校に、ふれあい教室を増加し、その子どもに関わる専門的な知識を持っている人員の配置をしてほしい。 | 　「ふれあいひろば」は、発達障害の有無にかかわらず、登校することはできても教室に入ることができない子どもたちのための校内の居場所として、広島市立の全小中学校等で終日開室し、いつでも利用できるようになっています。現在、学校では、「学習サポーター」や「ふれあいひろば推進員」が、各教室や「ふれあいひろば」等において子どもたちの支援を行っており、子どもたちに適切な支援が行えるよう、支援を必要とする子どもの理解と対応に関する資料や動画を用いた研修を実施するなど、専門性の向上に努めているところです。 |
| 施策の柱6施策項目⑴P47・48施策の柱1施策項目⑴P12 | 施策の柱6施策項目⑴について、まずは障害者がスポーツ・レクレーションに参加するきっかけ作りに重点を置いてほしい。そのためには、身近なところでその機会に触れることが大切であり、市民が活動している場に参加できる選択肢を示すことが必要である。そうした市民活動を行う地域のリーダーへ理解を求める研修等の機会を設けることが重要だと思う。 | 　本市では、子どもから高齢者、障害のある人ない人、初心者からトップアスリートまで、全ての市民が様々なスポーツに関わりを持つことのできる新しい「スポーツ王国広島」を目指しており、障害者のスポーツへの参加を促進するため、スポーツに関心を持ち、楽しみを感じていただくきっかけづくりや活動場所の提供などに取り組んでいます。例えば、広島市心身障害者福祉センターでは、初心者でも気軽にスポーツに親しめるよう、車椅子でのスポーツ体験やヨット体験の野外活動、健康づくりを目的にしたフィットネス体操などの実技指導の実施、遠出が難しい障害者のためにパラスポーツ指導員が各地域に出向いて体験学習会を開催しているほか、障害のある人とない人が共に楽しむことのできる「広島市スポーツ・レクリエーションフェスティバル」を毎年10月に開催しています。　また、区スポーツセンターなどで開催しているスポーツ教室等の募集に際して、その具体的な内容、スポーツ用具の設置やパラスポーツ指導員の配置など、障害者が参加しやすい広報に努めているところです。　地域のリーダーへ理解を求める研修等の機会については、施策の柱1施策項目⑴の「②障害者差別解消に向けた研修・啓発等の取組」で、市政出前講座や障害者スポーツ体験会などの機会を活用していきたいと考えています。 |
| 施策の柱6施策項目⑴P49 | 主な事業・取組の「公民館での学習会開催・学習グループへの支援」は有効な取組だが、他には日常的な参加促進に関する取組は示されていない。市民の文化芸術活動に障害者が参加した場合の支援を検討するなど、一般市民が関心を持つような取組を考えてほしい。 | 今後の施策に関する御意見として、参考にさせていただきます。 |
| 施策の柱6施策項目⑶P54 | 重度障害者等の就労機会の拡大を図る「《新》ICTを活用した就労の検討」について、具体的かつ現実的な取り組みが展開されることを期待している。 | 具体的かつ現実的な取組となるよう、先行して取り組んでいる自治体や事業者の取組を研究するとともに、障害当事者のニーズも踏まえて検討を行います。 |
| ― | 市民と市がもっと交流できる身近な場所をつくり対話ができるようにしたい。市民の身近な悩みを届けると共に市の事業を知っていく必要があると感じた。 | 本市では、市民が障害者施策への理解を深めていくため、市政出前講座などの場を活用し、積極的な周知啓発活動を実施するとともに、ホームページのほか、広報紙「市民と市政」、障害者に役立つ情報等を掲載したマーガレットサイト（広島市障害者支援情報提供サイト）の運用、福祉制度について取りまとめた心身障害者福祉のしおりなどで障害者施策の情報発信・提供を行っています。引き続き、様々な広報媒体の活用を図るほか、分かりやすい内容の情報発信等に努めてまいります。 |
| ― | 精神障害者に関しては、他の障害に比べ、医療費をはじめとする格差が依然として続いている。地域で暮らすには、親の世話になるか、生活保護を受給するかの選択しかない当事者がたくさんおり、本人の自立にとって、生活保護を受給するということが高いハードルにならなければいいがと危惧している。 | 御指摘のとおり、例えば、重度心身障害者医療費補助の対象に精神障害者が含まれていない点や、タクシーやJRにおける割引制度に精神障害者が含まれていない点など、3障害が一律に運用されていない制度があります。こうした中で、本市では、国民における公平性確保の観点から国の責任において統一的な制度が設けられるべきとの考え方に立ちながらも、精神障害者通院医療費補助の継続や重度精神障害者通院医療費補助の創設など、広島県の補助金や本市単独の財源を活用しながら、精神障害者に対する施策の維持・拡充に取り組んでまいりました。本市としては、国の責任において、3障害がそれぞれ必要な制度を公平に受けられるよう働きかけを続けつつ、本市における現行制度の維持を図ってまいります。 |
| ― | グループホームについて、なかなか入りたいところが見つからないことや精神障害者が福祉サービスを利用する際に低い区分判定になる等ニーズを正確に把握できているが疑問に思う。最大限当事者の声を集めることに注力してほしい。 | 本計画策定に当たり、市内に居住する障害者等を対象に、福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握するため、「障害福祉等に関するアンケート調査」を実施しています。　今後も引き続き、きめ細かく要望を把握しながら、当事者に寄り添った取組を進めてまいります。 |
| ― | 障害者は地域に移行しても、地域住民の障害者に対する正しい理解と協力なしでは、安心安全はもちろん、普通の生活も難しいと思う。障害者の基本的人権が守られ、地域の理解が進むよう引き続き取り組んでほしい。 | 地域の方が、障害児者及び障害への理解を一層深め、障害児者一人ひとりの方に寄り添った支援をより適切に行っていただけるよう、引き続き、研修等を通じて啓発を図ってまいります。障害者が住みたい場所で住み続けられるためには、差別や偏見を解消することが非常に重要な課題であると認識しております。本市では、精神障害に対する差別・偏見をなくし、精神障害を持っている方も住みたい地域で住み続けるために、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指して取組を進めているところです。その取組の一つとして、市民向けの公開講座の開催や、地域のイベントに作業所が出店し、障害者と触れ合う機会を通して障害に対する差別や偏見の解消を促進する活動を行っております。今後も引き続き、こういった取組を進めてまいります。 |